

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）

牛マルキン制度の交付金単価

(独) 農畜産業振興機構のHPへ

[\(肉用牛肥育経営安定交付金制度 肉用牛1頭当たりの交付金単価等について\)](#)

制度の目的

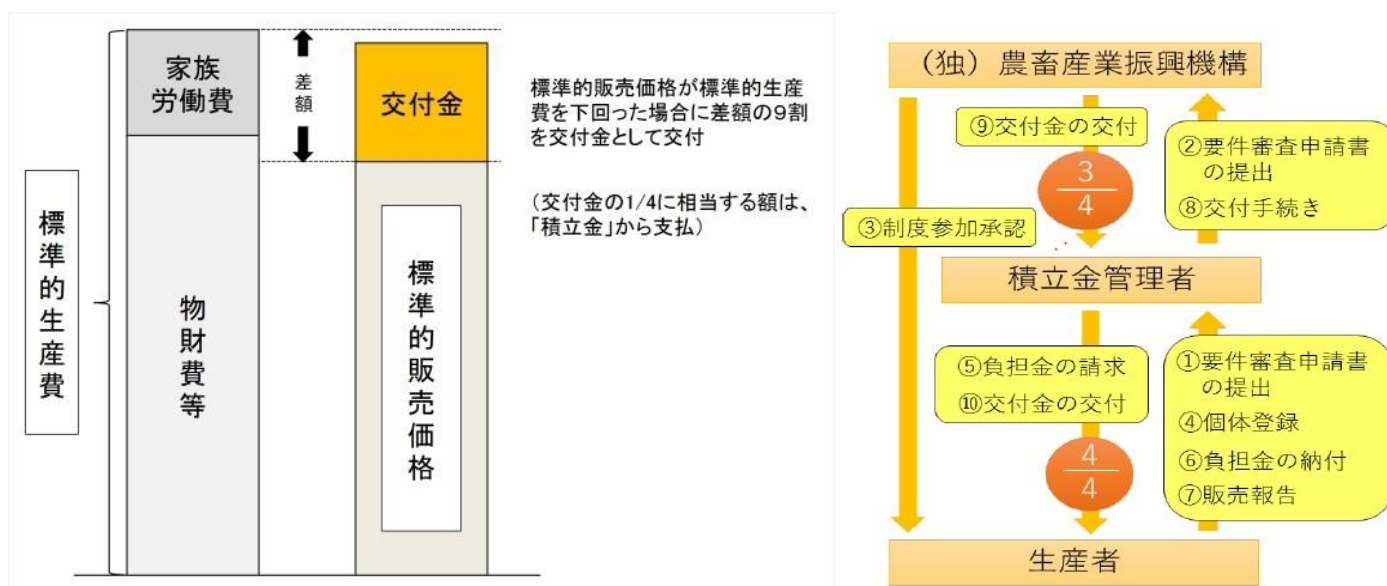
肉用牛経営安定交付金制度(牛マルキン)は、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に基づく法律制度であり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉用牛の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

制度の仕組み

月毎に標準的販売価格(粗収益)と標準的生産費(生産コスト)を算出し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉用牛の生産者が積立金管理者又は機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額(国費)は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

本協会＝積立金管理者として農林水産大臣より指定を受けています。



制度の対象者

・肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っている者

※ただし、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員の数300人を超える会社、暴力団員等、畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し罰金以上の刑に処された者等は除きます。

登録(参加)の方法

交付金の交付を受けようとする肉用牛の生産者は、業務対象年間の初年度(注)に、(独) 農畜産業振興機構へ申請書を提出し、審査完了後、「登録生産者」として登録されます。

(注)新規参入者は、業務対象年間の途中であっても要件の審査を受けることができます。

詳細は

(独) 農畜産業振興機構のHPへ

[\(肉用牛肥育経営安定交付金制度 制度の概要について\)](#)



 <p>1 肥育牛補てん金交付契約の締結</p>	<p>業務対象年間の初めに畜産振興協会と「肥育牛補てん金交付契約」を締結します。</p> <p>※（独）農畜産業振興機構へ要件審査申請書を提出し、「登録生産者」として登録されていることが契約締結要件の一つです。</p> <p>※業務対象年間とは？</p> <p>制度を実施する期間で3年間となっています。</p> <p>第一業務対象年間に限り、平成30年12月30日～令和4年3月31日が業務対象期間です。</p>
 <p>2 个体登録の申込み</p> <p>申し込みの前に必ず牛トレサに出生・転入報告を…</p> <p>个体登録の申し込み肥育牛の生年月日の把握</p>	<p>生後6ヵ月齢から14ヵ月齢までに畜産振興協会又は事務委託先（JA等）へ个体登録申込を行います。</p>
 <p>3 个体登録通知書の内容確認</p>	<p>畜産振興協会は申込の内容を確認、生後17ヵ月齢までに个体登録、17ヵ月齢に達した時点で个体登録通知書を発行します。</p>

4 生産者積立金の納付
 ((独)農畜産業振興機構が年度ごとに生産者積立金単価設定します。)

請求月齢
 肉専用種 25 ヲ月齢
 交雑種 22 ヲ月齢
 乳用種 18 ヲ月齢

生産者負担金は畜産振興協会の請求に基づき納付します。

令和2年度の負担金単価

肉専用種	62,000円/頭
交雑種	20,000円/頭
乳用種	19,000円/頭

5 販売の申し出

販売したらすぐに牛トレサに転出報告を

個体登録した牛を販売した場合は、畜産振興協会又は事務委託先（JA等）に届け出を行います。

販売報告期限は、販売した日の属する月の翌月15日までです。

（トレサの転出報告忘れに注意すること）

また、死亡した場合も畜産振興協会又は事務委託先（JA等）に届け出してください。

6 肥育牛補てん金の交付
 四半期ごとに肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に、肥育牛補てん金を交付します。

交付

毎月、独）農畜産業振興機構が算定する補てん金単価に基づき肥育牛補てん金を交付します。

なお、肉専用種について福島県の区域を算定地域（地域算定）としていましたが、令和2年3月販売分より地方ブロック算定に改正されました。